一般質

津波避難対策

本市独自の津波避難情報マップを配布
地域防災計画の見直しも検討を開始

山口 幸雄（ふじさわ自民党）

質問 津波避難対策として、本市の地勢等を考慮した独自の基本計画を作成し、発災時に、より適切な対応を図ることが重要と考えるが、神奈川県の津波浸水想定検討部会の資料等を踏まえた具体的な検討内容について聞きたい。

答弁 津波避難に関する緊急の対応策として、藤沢バイパス以南の地域を対象に、鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造の三階建て以上の建築物と標高を地図上に示した本市独自の津波避難情報マップを作成し、対象地域の片瀬、鵠沼、辻堂、村岡、明治、藤沢の六地区に八万四千七百部を配布した。

また、東日本大震災を受け、本市の地域防災計画の地震対策について、避難施設の運営方法や津波により本市南部の指定避難施設が使用不能となった場合の対応など、見直しを要する内容について検討を開始している。

過日、県の第三回津波浸水想定検討部会から検討資料の中間発表があり、本市は最大十・五メートルの津波浸水があると想定されている。

県は、この想定に基づく津波浸水予測図を平成二十四年三月を目標に策定する予定であることから、今後、国、県の動向を踏まえ、二十四年度に具体的な本市の対応について検討していく。

また、津波一時避難場所に指定されている学校の屋上や、協定を締結し津波避難ビルとなっている建物にフェンスや手すり、外階段を設置することについては、荷重に対する建物の構造の問題や、津波に対する強度の問題も精査し、現在検討している。

市南部の6つの地区ごとに作成された津波避難情報マップ

（仮称）成年後見相談センターの機能は

永井 譲（民主・社民ネット）

質問 成年後見制度については、制度がまだ十分に浸透しておらず、また、十分に活用されていない等、さまざまな課題があると聞く。本市ではそうした課題解決の第一歩として（仮称）成年後見相談センターを設置するとのことだが、その機能について聞きたい。

答弁 現時点で想定している（仮称）成年後見相談センターの機能としては、制度に関する一般相談や具体的な制度利用を初め、後見人となっている家族等からの相談を受けるほかに、専門家による相談を実施することを考えている。

質問 制度利用者の増加が予想される中、親族や法律・福祉の専門家だけでなく、社会貢献したいと考える市民等が後見人としての役割を担うことも必要と考えるが、市民後見人の養成に対する市の見解を聞きたい。

答弁 市民後見人については、老人福祉法の一部改正の中でも、市町村においてその育成と活用に努めることとされたところであるが、一方では課題も多く、特に利用者の権利や財産にかかわるため、モラルの徹底や支援・監督体制の整備が不可欠であり、万全な実施体制が求められる。

今後、これらの課題を踏まえ、既に市民後見人の養成等に取り組んでいる自治体の実施状況も参考にしながら、研究していく。

街路灯電灯料補助率引き上げを検討

井上 裕介（さつき会）

質問 商店街にとって、街路灯の維持管理は、現在の経済状況において大きな負担となっている。本市では、電灯料の補助制度等があるとのことだが、明るく活気ある商店街の存在が、安全・安心なまちづくりの要件ともなることから、商店街の負担軽減支援策として、さらなる補助が必要と考えるが、見解を聞きたい。

また、街路灯のLED化に対する補助や、太陽光発電を利用した街路灯の導入なども効果的だと考えるが、どうか。

答弁 明るく活気ある商店街が、市民の安全・安心な生活には欠かせないものであり、商店街の街路灯については、これまでの新設・改修に対する支援とともに、施設の維持管理に対する支援の必要性が増してくるものと考えている。

今後は、電灯料の補助について、現行の補助率八五%を一〇〇%に引き上げたいと考えている。

また、省電力・長寿命で環境負荷が少ないLEDへの移行は必要と考えており、新総合計画の中でも商店街経営基盤整備事業として、街路灯のLED化への支援を位置づけていることから、LED化初期投資への補助について、早期実現に向けて取り組んでいく。

さらに、環境にやさしい太陽光発電の活用については、先進事例を参考に検討していきたい。

介護予防事業の周知 前向きな表現を工夫

東木 久代（藤沢市公明党）

質問 幸せな超高齢社会のためには、心身ともに健康であり続けることが大切であり、介護予防事業は重要であると考えているが、本市の取り組みの現状と課題について聞きたい。

答弁 介護予防事業は、介護保険法及び国の定める実施要綱に基づき、高齢者ができる限り自立し、いきいきと暮らしていただくことを目的として実施しているものである。

具体的には、運動機能の向上を初め、栄養改善や口腔機能の向上、認知症予防など、さまざまなメニューを用意し、講座や講演会等を実施している。

多くの参加者に機能の向上や改善が認められ、事業の実施効果が得られているが、事業によっては参加者が少ないという実態があり、その裾野を広げることが最も大きな課題と考えている。

質問 事業の周知を図るため、パンフレット等の文言について、「介護予防」というかた苦しい言葉ではなく、楽しそうな見出しを工夫してはどうかと考えるが、見解を聞きたい。

答弁 介護予防事業は介護保険法に基づく事業であり、その目的を明確にするために「介護予防」という表現をパンフレット等の前面に出してきたところであるが、今後は、抵抗感のない、前向きな表現を前面に出すなど工夫をし、より多くの方の参加につながるよう周知に努めていく。

毎日の給食を測定
放射線内部被曝対策
不安軽減に向け取り組む

塚本 昌紀（藤沢市公明党）

質問 放射線の内部被曝対策としての給食食材の安全対策に関する本市の取り組みについて聞きたい。

答弁 本市では、平成二十三年七月から藤沢産の食材について、国が定めたマニュアルに沿った放射能検査を実施する検査機関において、学校と保育園の給食で月に一品目ずつ計二品目の検査を実施しており、結果はいずれも不検出である。

さらに、保護者の不安を少しでも軽減できるよう、十一月二十二日からは検査回数を月一回から週一回にふやした。

二十四年一月からは、従来からの食材の単品検査を週四回実施するとともに、新たに一週間分の調理済みの給食を丸ごとミキサーにかけて放射性物質の量を調べる検査を週一回実施することにより、毎日の給食をすべて検査し、その結果を公表していく。

文部科学省からの通知により、市町村で一キログラム当たり四十ベクレルを超える放射性セシウムが検出された場合の対応が例示されたことから、本市においても、この値を食材の事前検査で放射性物質が検出された場合の規制値とし、これを超えた食材の使用は控えることとする。

特定健診等健康診断受診率向上を図る

佐藤 清崇（民主・社民ネット）

質問 国民健康保険加入者の特定健診・特定保健指導及び三十歳代の健康診断として実施しているヘルスチェック事業について、本市の現状と今後の取り組みを聞きたい。

答弁 国民健康保険加入者の特定健診と特定保健指導の現状については、平成二十二年度の特定健診受診率は四一・八%であり、県内の市町村保険者の中で最も高い数字となっている。特定保健指導については、最後まで指導を受けた方の終了率が六・五%である。

今後は、特定健診の受診勧奨はがきの送付対象者をふやしたり、健診の効果をPRするなど、引き続き受診率の向上に努めていく。特定保健指導については、今年度から電話勧奨の時期を早めたり、市役所での出張相談を実施している。

ヘルスチェック事業の実施状況については、二十二年度の受診率は二〇・九%である。この事業は四十歳からの特定健診につながるものと考えているため、今後も通知内容に食習慣を見直せるような内容を取り入れるなど、継続的に受診意欲を引き出せるように努めていく。

高齢者への情報提供 安心べんり帳を活用

大野 美紀（藤沢市公明党）

質問 「高齢者のための安心べんり帳」は、高齢者に必要な情報が網羅されており、情報提供をするに当たり有効なサービスであるが、内容のさらなる充実、わかりやすさ、装丁など改善の余地は十分にあると考える。また、配布対象を六十五歳になったすべての方に拡大するべきと考えるが、市の見解を聞きたい。

答弁 「高齢者のための安心べんり帳」は、多種多様なサービスを総合的に案内するための冊子であり、高齢者に対する情報提供に有効な手段の一つであると考えている。しかし、さまざまな情報が網羅されていることから、逆に必要な情報がわかりにくい面もあるため、改めて誌面構成や掲載内容について検討を行い、よりわかりやすい冊子にしていきたい。

現在、この安心べんり帳は、民生委員を通じてひとり暮らしの高齢者を中心に配布しているほか、地区福祉窓口や地域包括支援センター等の相談機関にも備えつけ、配布している。今後、六十五歳になったすべての方に配布することは、安心を届ける有効な方策と考えられるため、実施に向けて調整していきたい。

高い介護保険料引き下げの検討を

土屋 俊則（日本共産党藤沢市議会議員団）

質問 本市の介護保険料は、県内で三番目に高いものとなっている。国が示した第五期保険料設定の基本的な考え方では、都道府県の財政安定化基金等の取り崩しについて示されたが、神奈川県の財政安定化基金と本市の介護保険事業運営基金の現状について聞きたい。

また、これら基金の活用により、保険料負担の軽減、引き下げは可能であると考えるが、見解を聞きたい。

答弁 県の財政安定化基金は、介護保険の財政安定化に資する事業に必要な費用に充てるため設置されたものである。本市がこれまで積み立てた額は約一億八千万円となっている。平成二十三年六月の介護保険法の改正により、二十四年度に限り一部を取り崩すことが可能となったことから、本市としてもこの基金を有効に活用したいと考えている。

なお、本市の介護保険事業運営基金は、二十二年度末で約二十二億六千万円となっている。

介護保険料の設定については、長期的な見地から基金を計画的に活用することが重要であり、今後、保険料の大幅な変動につながらないよう基金を活用していきたい。